

保育所等訪問支援のご案内

療育を必要とするお子さんが保育所や学校等で過ごすときの不安や課題について
保育所等訪問支援事業所と一緒に支援するサービスです

- 言葉の遅れが気になる
- コミュニケーションの取り方がわからない
- こだわりや同じ遊び、一人遊びが多い
- お友達とうまく遊べない

- 普段からお子さんに関わっている保育所や学校等の先生方に、どのようにお子さんを見て、考え、関わっているのか、困っていることは何かなどを丁寧に聞き取ります。
- なぜ？どうしたら？をお子さんの特性と環境面から推察し、環境整備を行ったり関わり方や活動の組み立てなどを一緒に考えたりします。

ご利用までのおおまかな流れ

- ① お住まいの区保健福祉センターで利用申請を行い、「障がい児通所受給者証」を取得します。
- ② 保護者さんは、保育所等訪問支援を行う事業所を選び、事業所とご相談のうえ、利用の契約をします。
- ③ 事業所は、保護者さんの希望やお子さんの困りごとを支援していくための計画（個別支援計画）を作成します。サービスは、この計画に基づいて提供されます。
- ④ 事業所は、お子さんが通う保育所や学校等の訪問先と、支援を行う訪問日等について調整を行います。
- ⑤ 事業所の訪問支援員が実際に訪問（標準は月2回）し、支援を行います。

保育所等訪問支援を利用する際の費用について

保育所等訪問支援の利用に際して、保護者さんが負担する費用は、ひと月ごとに総額の1割となります。また、世帯の収入に応じて、ひと月の負担上限月額が定められています。区保健福祉センターで発行された受給者証に記載がありますのでご確認ください。

訪問先となる保育所や学校等が、事業所へ支払う費用は発生しません。

これから保育所等訪問支援を利用する保護者の方へ

保育所等訪問支援の利用にあたり、訪問先となる保育所や学校等と保育所等訪問支援の利用について事前にご相談をしていただくことで、スムーズに支援を開始することができます。

保育所や学校等にご相談される際は、裏面の「訪問先のみなさまへ」をご活用ください。

訪問先のみなさまへ

保育所等訪問支援は、児童福祉法第6条の2の2第5項に位置付けられている、児童発達支援や放課後等デイサービスと同じ「障がい児通所支援」のひとつです。療育の必要がある児童生徒等が保育所や学校等の集団生活の場において、過ごし方に不安がある、お友達と馴染めない、先生方が関わり方に悩んでいる等の困りごとについて、保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が、保育所や学校等を実際に訪問し、一緒に考えます。

保育所等訪問支援を利用することで、支援を受ける児童生徒等は安心して集団生活を送ったり、様々な活動に取り組みやすくなったり、できたという達成感・満足感、できるという自信を感じることができます。保護者の方は、保育所や学校等でのお子さんの様子を、訪問支援員から細かく聞くことができます。訪問先と、保護者の方と、訪問支援員とで支援の内容について共有・統一することで、児童生徒等に対して一貫した関わりができることが期待されます。

保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書

保育所等訪問支援は、サービスの理念や関係するみなさまの関わり方、役割について広く知っていただくことで、より効果的にサービスを実施することができ、お子さんを多方面から支援することができます。

保育所等訪問支援事業所や保護者さん、訪問先の保育所や学校等の方に向けた手引書のリンクを掲載しますので、ぜひご一読ください。

以下の厚生労働省ホームページ又はQRコードより閲覧、ダウンロードいただけます。



<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000166361.pdf>

お問合せ先と大阪市ホームページ

制度に関するお問合せは 大阪市 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課

利用に関するご相談は お住まいの区保健福祉センター

お問合せ先の詳細については、以下の大阪市ホームページからご確認ください。



<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000184730.html>